

児童手当の申請を

お忘れなく！

児童手当制度は、児童を養育している人に手当てを支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。



【しくみ】

・支給の対象

児童手当等は、義務教育就学前までの児童を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月分までについては前々年）の所得が一定額以上の場合には支給されません。

・児童手当の額（月額）

- 第1子 5,000円
- 第2子 5,000円
- 第3子以降 10,000円

・児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。なお、原則として手当は、

毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

【特例給付】

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

【申請】

児童手当を受ける対象となった方は、申請手続きをしてくください。

・申請に必要な書類

- ①認定請求書
- ②年金加入証明書：申請者がサラリーマンの場合
- ③児童手当用所得証明書：

【受給資格のなかった方】

児童手当の年度は6月に切り替わります。従いまして、今年5月分までの児童手当について受給資格がなかった方でも、再度申請すれば、所得や世帯状況を審査した結果、認定されることがありますのでお申し出ください。

【届出】

なお、認定された場合、申請を行った月の翌月から支給開始となることから、申請が遅れた分、開始月に影響しますのでご注意ください。



| 現況届 | 消滅届 | 額改定届 | 額改定認定請求書 |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出（全ての受給者） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例給付の方が退職したとき ・ 児童と生計を一にしなくなったり児童を監護しなくなったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給対象児童の数が減ったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生等により支給対象児童が増えたとき |



問合せ
保健福祉課介護福祉班
☎1158